

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解説は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分:a 化学物質)

(取得区分:1 委員会報告情報)

1)件名

- REACH 規則 Annex XVII (制限) の修正に関する官報公布

2)内容

- 2018年4月19日、REACH 規則 Annex XVII (制限) を修正する官報(EU)2018/589が公布された。
その後、2018年4月23日、施行日の年を2018年→2019年に訂正する官報が出された。
- 以下主な内容

‘69. Methanol CAS No 67-56-1 EC No 200-659-6	Shall not be placed on the market to the general public after 9 May 2019 in windscreen washing or defrosting fluids, in a concentration equal to or greater than 0,6 % by weight.’
--	--

3)SEAJコメント

- メタノールを 0.6wt%以上含有するウィンドウウォッシャー液および霜取り剤の一般公衆向け上市の禁止。
- REACH 規則 Annex XVII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行ってください。

4)添付情報・資料

- なし

5)関連情報

- 官報(EU)2018/589のURL
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0589&from=EN>
- 誤記訂正官報のURL
[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0589R\(01\)&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0589R(01)&from=EN)

6)その他

- なし